

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第1四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	灰クレーンバケット（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	12,602,700	令和5年5月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	ろ布（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	25,502,400	令和5年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ロードセルほか3点（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業（株）	3,630,000	令和5年5月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	混練機用部品1ほか4点（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工（株）	4,345,000	令和5年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	耐火タイル#1ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	36,729,440	令和5年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか8点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	50,237,000	令和5年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	クレーン用部品1ほか3点（舞洲工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業（株）	7,700,000	令和5年6月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	階段式ストーカ用部品（1）ほか5点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	32,589,040	令和5年6月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称
灰クレーンバケット(東淀工場)買入

2 契約の相手方
株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、株式会社天満電機産業製の東淀工場灰クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ布（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するろ布は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が設計施工した八尾工場の集じん設備の一構成部品であり、本製品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1. 案件名称

ロードセルほか3点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場で使用している富士ホイスト工業株式会社製「じん芥クレーン」の専用部品であり、他社ではじん芥クレーンへの取付けや性能保証が出来る部品の製作が不可能であるため、富士ホイスト工業株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、富士ホイスト工業株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイスト工業株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 1 ほか 4 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

本田鐵工 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する混練機用部品 1 ほか 4 点は、本田鐵工 (株) 製の捕集灰無害化处理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、本田鐵工 (株) 製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

混練機用部品 1 ほか 4 点は本田鐵工 (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工 (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル#1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する耐火タイル#1ほか1点は、日立造船（株）の設計による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細仕様は、非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか8点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか8点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーン用部品1ほか3点（舞洲工場）買入

2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

3 随意契約理由

今回購入するクレーン用部品1ほか3点は、じん芥・灰クレーンに装備して使用するものである。舞洲工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、設備全体において一貫した責任と性能について、保証させる必要がある。

その条件を満たすのは本設備を設計・製作した富士ホイスト工業(株)のみであることから当該会社に製品指定を行う。

また、本製品は、富士ホイスト工業（株）が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため富士ホイスト工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

階段式ストーカ用部品（1）ほか5点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する階段式ストーカ用部品（1）ほか5点は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)